

広報いわむろ秘蔵写真館

■ 22 ■

写真は語る

だし山車新調(和納8区)

▶喜楽町(和納8区)が新調した和納十五夜まつりの山車のお披露目
昭和21年9月15日。この一年後、隣りの浦町(和納7区)でも山車を新調したというが、ともにその姿をいまは見ることができない。



(写真=西中・阿部多藏さん所蔵)

古き伝統行事を受け継いでいる和納地区。その顕著な例が毎年7月末に行われる「十五夜まつり」だ。十五夜と冠されるように、以前は毎年9月15日・16日の2日間行われ、上若(現和納1区~3区)、中若(同4区)、下若(同5区~6区)、浦若(同7区)そして喜若(同8区)という5町から山車が繰り出していました。この写真はそのうちの一つ喜若(=喜楽町)の町内が昭和21年9月15日の十五夜まつりに山車を新調した記念の一葉です。古くからあった山車(明治期ころからか)が傷んだため、この年に新調したもので、上部の飾りなどは旧車のもの

を流用しながら、同町内の大工さんらが協力して作製したものといいます。「このころのまつりは、そりや、にぎやかでしたね。初日の15日には八幡神社前に各町内の山車が集合し、ずらり並んだその景観は見事なものでしたよ」と当時を語る阿部さん。喜若グループは家数が少ないせいもあってか、近くの部落から引き手の応援に来てもらったといいます。ところで、これらの山車も昭和30年代中ほどから引き手不足などから祭りに登場しなくなり、その後、この貴重な文化遺産もそれぞれに分解される運命をたどったという――。

今月の納税
村県民税(4期)
納期限は
1月31日です

消防設備士試験の予備講習会
が開かれます。▽講習区分:甲
乙二類 ▽講習日:一月二十九
日(木) ▽会場:新潟市・新潟県
経営者協会 ▽受付期間:一月
八日~十七日まで ▽問合せ:
消防岩室分署(☎ 025-336-00)へ。

消防設備士試験
予備講習会

夏井の川崎一徳さんから「妻
ヨヨさん」のご冥福を祈られ金
十万円のご寄付がありました。
■岩室の後藤婦代さんから「夫
謙一さん」のご冥福を祈られ金
五万円のご寄付がありました。
■和納一区の江口一榮さんから
社会福祉のために金三万円の
ご寄付がありました。
■北海道釧路市在住の宝力一
郎さんから広報郵送御礼として
金五万円のご寄付がありました。

冬です…

水道管も守ってあげて

旧年金制度(六十一年三月三十一日までの制度)で、障害者年金を受けていて、国民年金に任意加入していた人には、「特別一時金」が支払われることになりました。

これは、旧年金制度では国民年金や厚生年金、船員保険、共済年金などの障害年金をもらっている人が国民年金にも任意加入し、六十五歳から障害者年金

のほかに国民年金の老齢年金や通算老齢年金などを受けること

ができました。(国民年金の障害者年金を受けていた人は一方を選択)。

しかし、昭和六十一年四月か

ら実施された新しい年金制度で

は、「一人一年金」ということ

になり、両方はもらえなくなり

ました。

このため、昭和六十一年四月

以後も障害者年金などをも

のほかに国民年金の老齢年金や通算老齢年金などを受けること

ができました。(国民年金の障害者年金を受けていた人は一方を選択)。

この特別一時金の支払

を受けた期間は国民年金に加

入しなかつた期間となり、年金

給付の対象とはなりません。老

齢基礎年金、旧国民年金などの年金

額を計算するときは、特別一時

金を受けた期間を除いて計算さ

れます。

特別一時金の額は、昭和三十

六年四月から六十一年三月まで

の保険料の合計額を基準に支払

われます。

なお、この特別一時金の支払

を受けた期間は国民年金に加

入しなかつた期間となり、年金

給付の対象とはなりません。老

齢基礎年金、旧国民年金などの年金

額を計算するときは、特別一時

金を受けた期間を除いて計算さ

れます。

特別一時金の額は、昭和三十

六年四月から六十一年三月まで

の保険料の合計額を基準に支払

われます。

なお、この特別一時金の支払

を受けた期間は国民年金に加

入しなかつた期間となり、年金

給付の対象とはなりません。老

齢基礎年金、旧国民年金などの年金

額を計算するときは、特別一時

金を受けた期間を除いて計算さ

れます。

特別一時金の額は、昭和三十

六年四月から六十一年三月まで

の保険料の合計額を基準に支払

われます。

なお、この特別一時金の支払

を受けた期間は国民年金に加

入しなかつた期間となり、年金

給付の対象とはなりません。老

齢基礎年金、旧国民年金などの年金

額を計算するときは、特別一時

金を受けた期間を除いて計算さ

れます。

特別一時金の額は、昭和三十

六年四月から六十一年三月まで

の保険料の合計額を基準に支払

われます。

なお、この特別一時金の支払

を受けた期間は国民年金に加

入しなかつた期間となり、年金

給付の対象とはなりません。老

齢基礎年金、旧国民年金などの年金

額を計算するときは、特別一時

金を受けた期間を除いて計算さ

れます。

特別一時金の額は、昭和三十

六年四月から六十一年三月まで

の保険料の合計額を基準に支払

われます。

なお、この特別一時金の支払

を受けた期間は国民年金に加

入しなかつた期間となり、年金

給付の対象とはなりません。老

齢基礎年金、旧国民年金などの年金

額を計算するときは、特別一時

金を受けた期間を除いて計算さ

れます。

特別一時金の額は、昭和三十

六年四月から六十一年三月まで

の保険料の合計額を基準に支払

われます。

なお、この特別一時金の支払

を受けた期間は国民年金に加

入しなかつた期間となり、年金

給付の対象とはなりません。老

齢基礎年金、旧国民年金などの年金

額を計算するときは、特別一時

金を受けた期間を除いて計算さ

れます。

特別一時金の額は、昭和三十

六年四月から六十一年三月まで

の保険料の合計額を基準に支払

われます。

なお、この特別一時金の支払

を受けた期間は国民年金に加

入しなかつた期間となり、年金

給付の対象とはなりません。老

齢基礎年金、旧国民年金などの年金

額を計算するときは、特別一時

金を受けた期間を除いて計算さ

れます。

特別一時金の額は、昭和三十

六年四月から六十一年三月まで

の保険料の合計額を基準に支払

われます。

なお、この特別一時金の支払

を受けた期間は国民年金に加

入しなかつた期間となり、年金

給付の対象とはなりません。老

齢基礎年金、旧国民年金などの年金

額を計算するときは、特別一時

金を受けた期間を除いて計算さ

れます。

特別一時金の額は、昭和三十

六年四月から六十一年三月まで

の保険料の合計額を基準に支払

われます。

なお、この特別一時金の支払

を受けた期間は国民年金に加

入しなかつた期間となり、年金

給付の対象とはなりません。老

齢基礎年金、旧国民年金などの年金

額を計算するときは、特別一時

金を受けた期間を除いて計算さ

れます。

特別一時金の額は、昭和三十

六年四月から六十一年三月まで

の保険料の合計額を基準に支払

われます。

なお、この特別一時金の支払

を受けた期間は国民年金に加

入しなかつた期間となり、年金

給付の対象とはなりません。老

齢基礎年金、旧国民年金などの年金

額を計算するときは、特別一時

金を受けた期間を除いて計算さ

れます。

特別一時金の額は、昭和三十

六年四月から六十一年三月まで

の保険料の合計額を基準に支払

われます。

なお、この特別一時金の支払

を受けた期間は国民年金に加

入しなかつた期間となり、年金

給付の対象とはなりません。老

齢基礎年金、旧国民年金などの年金

額を計算するときは、特別一時

金を受けた期間を除いて計算さ

れます。

特別一時金の額は、昭和三十

六年四月から六十一年三月まで

の保険料の合計額を基準に支払

われます。

なお、この特別一時金の支払

を受けた期間は国民年金に加

入しなかつた期間となり、年金

給付の対象とはなりません。老

齢基礎年金、旧国民年金などの年金

額を計算するときは、特別一時

金を受けた期間を除いて計算さ

れます。

特別一時金の額は、昭和三十

六年四月から六十一年三月まで

の保険料の合計額を基準に支払

われます。

なお、この特別一時金の支払

を受けた期間は国民年金に加

入しなかつた期間となり、年金

給付の対象とはなりません。老

齢基礎年金、旧国民年金などの年金

額を計算するときは、特別一時

金を受けた期間を除いて計算さ

れます。

特別一時金の額は、昭和三十

六年四月から六十一年三月まで

の保険料の合計額を基